

11月15日(日)は 栃木県知事選挙の投票日です



投票時間 **7:00~20:00**

関町選挙管理委員会 ☎028(677)1111

あなたの一票は、県政を託す大切な一票です。棄権することなく投票しましょう。

1 投票できる人

日本国民で平成14年11月16日以前に生まれた人のうち①または②に該当する人（選挙権を有しない人を除く）

- ① 令和2年7月28日以前に町に住居登録がされており、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている人
- ② 町から令和2年6月28日~10月27日に転出した人のうち、町において住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていた人

2 芳賀町に転入した人の投票場所

- ① 令和2年7月28日以前に県内の他市町から町に転入した人は、町で投票できます。
- ② 令和2年7月29日以降に県内の他市町から町に転入した人は、前住所地の市町で投票できます。
- ③ 令和2年7月29日以降に県外から町に転入した人は、知事選挙の投票はできません。

※②に該当する人は、県内いずれかの市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)を前住所地の投票所の受付で提示するか、投票所で「引き続き県内に住所を有することの確認」(無料)が必要です。

期日前投票や不在者投票を行う場合にも、この手続きが必要です。

3 芳賀町内で転居した人の投票所

10月7日以降に転居届をした人は、従前居住していた投票区の投票所で投票することになります。

◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票所へ行くことができない人は、期日前投票ができます。

【期間】 10月30日(金)~11月14日(土)

【時間】 8:30~20:00

【場所】 町民会館1階ロビー

※入場券をお持ちください(裏面の宣誓書をあらかじめ記入の上お越しください)。ただし、入場券が届く前でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。

◆代理投票

代理投票は、けが等で投票用紙に記載できない人のための制度です。投票所で投票管理者に申請すると、補助者2人が決められ、一人が選挙人の指示に従い投票用紙に記載し、もう一人が指示どおり記載したかを確認します。

また、投票所には点字投票用の投票用紙があり、簡単な点字器により点字で投票することができます。

◆不在者投票

病院・施設等での不在者投票

不在者投票所として、県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等に入院または入所している人は、その施設が指定した投票日に施設内で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する場合は、病院長、施設長等に申し出てください。

町外での不在者投票

長期出張などにより投票日に投票できない人は、事前に手続きすることで、滞在地の選挙管理委員会が指定する場所で不在者投票することができます。この場合、郵便により投票用紙などの請求をするため、手続きに日数が必要になります。早めの手続きをお願いします。

郵便等での不在者投票

身体に重度の障がい等のある人は、郵便による不在者投票ができます。この場合、あらかじめ選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付の手続きが必要です。手続きに日数が必要となりますので、早めに芳賀町選挙管理委員会にご連絡ください。

期日前期間中17歳の人不在者投票

投票日までには18歳になるが、期日前投票を行うおうとする日に18歳に達しない場合は、期日前投票所で不在者投票ができます。

以下の投票所を変更しました。間違いのないようにご来場ください。

期日前投票所

変更前	変更後
芳賀町役場 1階ロビー	 芳賀町民会館1階ロビー (祖母井548-1)
	 入口を入ってすぐ右側のスペースです。

投票日の投票所

変更前	変更後
第2投票所 芳賀町 体育館	 友遊はが(道の駅はが)内 (祖母井842-1)
	 西側の建物内の会議室
第3投票所 旧稲毛田 小学校 体育館	 旧稲毛田小学校敷地内 (稲毛田1532)
	 西側の稲毛田公民館

これ以外の投票所は変更しない予定です。
投票日の投票所は、投票所入場券に記載しますので、間違いのないようにご来場ください。

—— 有権者の皆さんへのお願い ——

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください

【期日前投票をご利用ください】

期日前投票期間

11月14日(土)まで

時間/8:30~20:00

場所/町民会館1階ロビー

【感染症対策にご協力ください】

- マスクの着用
- 手指消毒
- 間隔を空けての整理

